

平成25年度決算に基づく

仙台市健全化判断比率・  
資金不足比率審査意見書

仙台市監査委員

H26 監 監 第 695 号

平成 26 年 8 月 26 日

仙台市長 奥 山 恵 美 子 様

仙台市監査委員	萱 場 道 夫
同	須 藤 裕 州
同	浅 野 孝 雄
同	高 橋 次 男

健全化判断比率・資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

# 目 次

## 平成25年度決算に基づく仙台市 健全化判断比率・資金不足比率審査意見

### 健全化判断比率審査

第1 審査の対象	1
第2 審査の期間	1
第3 審査の方法	1
第4 審査の結果	1
第5 健全化判断比率の状況	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	5

### 資金不足比率審査

第1 審査の対象	7
第2 審査の期間	7
第3 審査の方法	7
第4 審査の結果	7
第5 資金不足比率の状況	8
(1) 下水道事業会計	8
(2) 自動車運送事業会計	8
(3) 高速鉄道事業会計	9
(4) 水道事業会計	9
(5) ガス事業会計	10
(6) 病院事業会計	10
(7) 中央卸売市場事業特別会計	11

# 平成 25 年度決算に基づく仙台市財政健全化判断比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

上記比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

平成 26 年 7 月 31 日から同年 8 月 22 日まで

## 第 3 審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、財政局長等からの説明聴取などの方法により実施した。

## 第 4 審査の結果

審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

健全化判断比率	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	11.25 %
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25 %
実質公債費比率	11.6 %	11.3 %	11.3 %	25 %
将来負担比率	147.8 %	141.2 %	134.6 %	400 %

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がない場合は「—」を記載した。

## 第5 健全化判断比率の状況

各種健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

### (1) 実質赤字比率

$$\begin{array}{l}
 \text{(実質赤字比率) [ — ]} = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額) [ — ]}}{\text{(標準財政規模) 232,817,718 千円}}
 \end{array}$$

一般会計等実質収支額は 6,599,073 千円の黒字となっており、実質赤字額は発生していない。

なお、一般会計等実質収支額の対前年度比較は第1表のとおりであり、前年度 4,998,208 千円に比べ 1,600,865 千円増加している。

第1表(一般会計等実質収支額の対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	24 年度	25 年度	増 減
歳入総額 ①	746,397,670	710,826,090	△ 35,571,580
歳出総額 ②	720,308,313	672,879,197	△ 47,429,116
歳入歳出差引額 ③=①-②	26,089,357	37,946,893	11,857,536
翌年度に繰り越すべき財源 ④	21,091,149	31,347,820	10,256,671
一般会計等実質収支額 ③-④	4,998,208	6,599,073	1,600,865

(2) 連結実質赤字比率

$$\text{(連結実質赤字比率)} \text{ [ ー ]} = \frac{\text{(連結実質赤字額)} \text{ [ ー ]}}{\text{(標準財政規模)} 232,817,718 \text{ 千円}}$$

連結実質収支額は 36,998,589 千円の黒字となっており、連結実質赤字額は発生していない。

なお、連結実質収支額の内訳及び対前年度比較は第2表のとおりであるが、連結実質収支額は前年度 32,433,244 千円に比べ 4,565,345 千円増加している。これは、ガス事業会計の実質収支額が減少したものの、水道事業会計、一般会計、国民健康保険事業特別会計の実質収支額が増加したこと等による。

第2表(連結実質収支額の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目		実 質 収 支 額		増 減		
		24年度	25年度			
一般会計等		4,998,208	6,599,073	1,600,865		
一般会計		4,381,607	5,925,603	1,543,996		
一般会計等に属する特別会計		都市改造事業特別会計	606,358	654,383	48,025	
		公共用地先行取得事業特別会計	0	0	0	
		母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	0	0	0	
		新墓園事業特別会計	10,243	19,087	8,844	
		公債管理特別会計	0	0	0	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険事業特別会計	1,877,710	3,152,161	1,274,451	
		駐車場事業特別会計	0	0	0	
		後期高齢者医療事業特別会計	52,674	251,420	198,746	
		介護保険事業特別会計	784,656	1,227,771	443,115	
公営企業会計		法適用企業	下水道事業会計	6,100,523	6,726,913	626,390
			自動車運送事業会計	53,752	△ 4,038	△ 57,790
			高速鉄道事業会計	0	0	0
			水道事業会計	10,145,857	12,327,390	2,181,533
			ガス事業会計	4,764,022	2,642,777	△ 2,121,245
			病院事業会計	3,655,842	4,075,122	419,280
		法非適用企業	中央卸売市場事業特別会計	0	0	0
合 計		<b>32,433,244</b>	<b>36,998,589</b>	<b>4,565,345</b>		

※公営企業会計の実質収支額欄は資金不足額又は剰余額となる。

(3) 実質公債費比率

平成 23 年度 (実質公債費比率) = 11.06461%	$\frac{(41,741,834 \text{ 千円} + 30,673,213 \text{ 千円})}{(231,146,344 \text{ 千円})} - \frac{(12,590,217 \text{ 千円} + 38,510,418 \text{ 千円})}{(38,510,418 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) (標準財政規模) (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成 24 年度 (実質公債費比率) = 11.99502%	$\frac{(43,433,899 \text{ 千円} + 30,048,774 \text{ 千円})}{(228,927,535 \text{ 千円})} - \frac{(12,978,721 \text{ 千円} + 37,547,935 \text{ 千円})}{(37,547,935 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) (標準財政規模) (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成 25 年度 (実質公債費比率) = 11.03708%	$\frac{(40,467,966 \text{ 千円} + 31,254,781 \text{ 千円})}{(232,817,718 \text{ 千円})} - \frac{(12,728,675 \text{ 千円} + 37,428,845 \text{ 千円})}{(37,428,845 \text{ 千円})}$ <p>(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) (標準財政規模) (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)</p>
平成 23 年度から平成 25 年度 3 カ年平均 = 11.3%	

実質公債費比率は、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 カ年平均で 11.3%となっており、平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年平均 11.3%と同じ比率となった。

なお、実質公債費比率の推移は第 3 表のとおりであるが、単年度の比率については、平成 25 年度が 11.03708%となっており、前年度 11.99502%に比べ 0.95794 ポイント低下している。

第 3 表(実質公債費比率の推移)

年 度	実 質 公 債 費 比 率
22 年度 (単年度)	11.08765%
23 年度 (単年度)	11.06461%
24 年度 (単年度)	11.99502%
25 年度 (単年度)	11.03708%
実質公債費比率 (22 年度～24 年度の 3 カ年平均)	11.3%
実質公債費比率 (23 年度～25 年度の 3 カ年平均)	11.3%



第4-2表(充当可能財源等の内訳及び対前年度比較)

(単位：千円)

項 目	24年度	25年度	増 減
充当可能基金	169,421,627	188,881,183	19,459,556
充当可能特定歳入	139,946,614	130,112,355	△ 9,834,259
(うち都市計画税)	(101,591,419)	(90,889,774)	△ (10,701,645)
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	498,245,174	502,824,507	4,579,333
合 計	807,613,415	821,818,045	14,204,630

# 平成25年度決算に基づく仙台市資金不足比率審査意見

## 第1 審査の対象

平成25年度決算に基づく資金不足比率

- (1) 仙台市下水道事業会計
- (2) 仙台市自動車運送事業会計
- (3) 仙台市高速鉄道事業会計
- (4) 仙台市水道事業会計
- (5) 仙台市ガス事業会計
- (6) 仙台市病院事業会計
- (7) 仙台市中央卸売市場事業特別会計

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

平成26年7月1日から同年8月22日まで

## 第3 審査の方法

審査は、各事業の資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合、各企業管理者等からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されていると認める。

自動車運送事業においては、平成22年度（資金不足比率7.5%）以来の資金不足が生じているが、経営健全化基準を下回っている。

### 資金不足比率

事業名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	経営健全化基準
下水道事業	—	—	—	20%
自動車運送事業	—	—	0.0%	
高速鉄道事業	—	—	—	
水道事業	—	—	—	
ガス事業	—	—	—	
病院事業	—	—	—	
中央卸売市場事業	—	—	—	

(注1) 資金不足比率は、資金不足額がない場合は「—」で表示した。

(注2) 平成25年度自動車運送事業の資金不足比率については、計算上0.05%となり、小数点第二位以下を切り捨てることとされていることから0.0%と記載している。

## 第5 資金不足比率の状況

### (1) 下水道事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 6,100,523	△ 6,726,913	△ 626,390
流動負債（a）	11,274,724	6,304,611	△ 4,970,113
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	17,375,247	13,031,524	△ 4,343,723
事業規模（B）	24,261,698	24,025,721	△ 235,977
資金不足比率（A/B×100）	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・流動資産は、翌年度繰越事業に充当する特定収入を除いている。

### (2) 自動車運送事業会計（法適用）

（単位：千円）

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	4,038	4,038
(A=a+b-c)	△ 53,752	4,038	57,790
流動負債（a）	2,332,626	1,865,143	△ 467,483
算入地方債現在高（b）	-	-	-
流動資産（c）	2,386,378	1,861,105	△ 525,273
事業規模（B）	7,509,697	7,513,989	4,292
資金不足比率（A/B×100）	-	0.0%	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、資金不足額が4,038千円となった。
- ・流動資産は、翌年度繰越事業に充当する特定収入を除いている。
- ・資金不足額(A)を事業規模(B)で除した資金不足比率は0.0%（小数点第二位以下切り捨て）で、経営健全化基準（20%）を下回っている。

## (3) 高速鉄道事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c-d)	△ 25,071,685	△ 28,636,314	△ 3,564,629
流動負債 (a)	11,600,568	12,918,408	1,317,840
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	9,960,365	11,568,726	1,608,361
解消可能資金不足額 (d)	26,711,888	29,985,996	3,274,108
事業規模 (B)	11,665,957	11,931,428	265,471
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・ a+b-c=1,349,682 千円>0 となることから、算式に解消可能資金不足額(d)を算入している。
- ・ 当年度は、解消可能資金不足額を算入した結果、A<0 であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・ 流動資産は、翌年度繰越事業に充当する特定収入を除いている。
- ・ なお、解消可能資金不足額は、減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式により算出した。

## (4) 水道事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 10,145,857	△ 12,327,390	△ 2,181,533
流動負債 (a)	4,636,383	3,908,404	△ 727,979
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	14,782,240	16,235,794	1,453,554
事業規模 (B)	24,750,315	24,600,236	△ 150,079
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・ 当年度は、A<0 であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

## (5) ガス事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 4,764,022	△ 2,642,777	2,121,245
流動負債 (a)	4,045,121	4,564,567	519,446
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	8,809,143	7,207,344	△ 1,601,799
事業規模 (B)	36,524,410	39,260,176	2,735,766
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

・当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

## (6) 病院事業会計 (法適用)

(単位：千円)

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	△ 3,655,842	△ 4,075,122	△ 419,280
流動負債 (a)	2,226,244	4,728,581	2,502,337
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
流動資産 (c)	5,882,086	8,803,703	2,921,617
事業規模 (B)	11,634,425	11,888,313	253,888
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

・当年度は、 $A < 0$  であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。

(7) 中央卸売市場事業特別会計（法非適用）

（単位：千円）

区 分	24年度	25年度	増減
資金不足額	-	-	-
(A=a+b-c)	0	0	0
歳出額 (a)	3,250,543	4,849,741	1,599,198
算入地方債現在高 (b)	-	-	-
歳入額 (c)	3,250,543	4,849,741	1,599,198
事業規模 (B)	1,331,072	1,430,378	99,306
資金不足比率 (A/B×100)	-	-	-
経営健全化基準	20%	20%	-

- ・当年度は、Aが0であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率は算定されない。
- ・歳入額は、翌年度に繰り越すべき財源を除いている。

算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

用語の説明

・資金不足額

（法適用）（流動負債 a + 算入地方債現在高 b - 流動資産 c） - 解消可能資金不足額 d

（法非適用）（歳出額 a + 算入地方債現在高 b - 歳入額（翌年度に繰り越すべき財源を除く） c）  
- 解消可能資金不足額 d

※ a + b - c > 0 の場合に d を算入する。

・算入地方債現在高 建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の在

・解消可能資金不足額 事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。  
次の3つのいずれかの算定方法がある。

① 累積償還・償却差額算定方式

② 減価償却前経常利益による負債償還可能額算定方式

③ 個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式とすることも可能）

・翌年度に繰り越すべき財源 繰越明許費繰越額，事故繰越繰越額等の合算額から，これらに係る未収入特定財源を控除した額

・事業規模（法適用） 営業収益の額 - 受託工事収益の額

（法非適用） 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入額

※法とは、地方公営企業法をいう。